

第2章 男女共同参画社会の形成をめぐる現状と動向

第2章 男女共同参画社会の形成をめぐる現状と動向

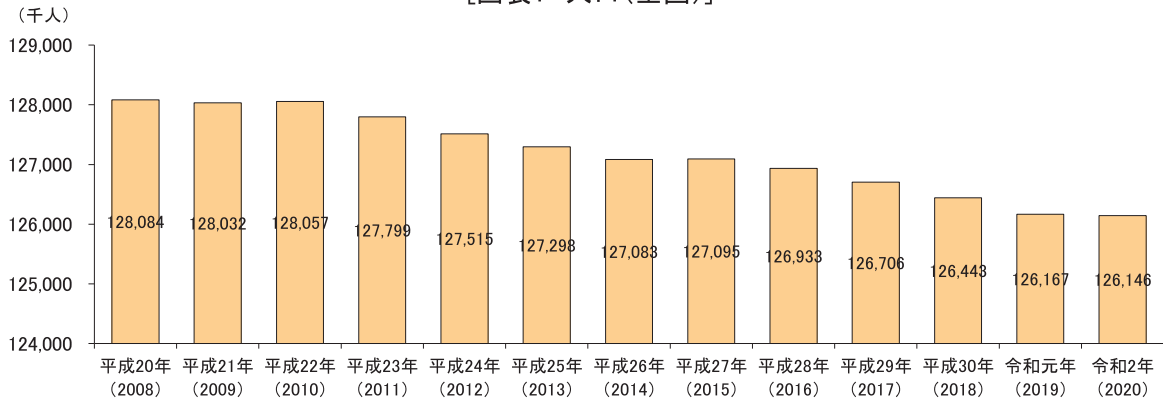
1 社会経済情勢等の変化

(1) 人口の減少

我が国の人口は、平成27年（2015年）を除いて平成23年（2011年）から継続して人口が減少傾向にあり、減少率は徐々に大きくなっており、本格的な人口減少社会を迎えています。（図表1）

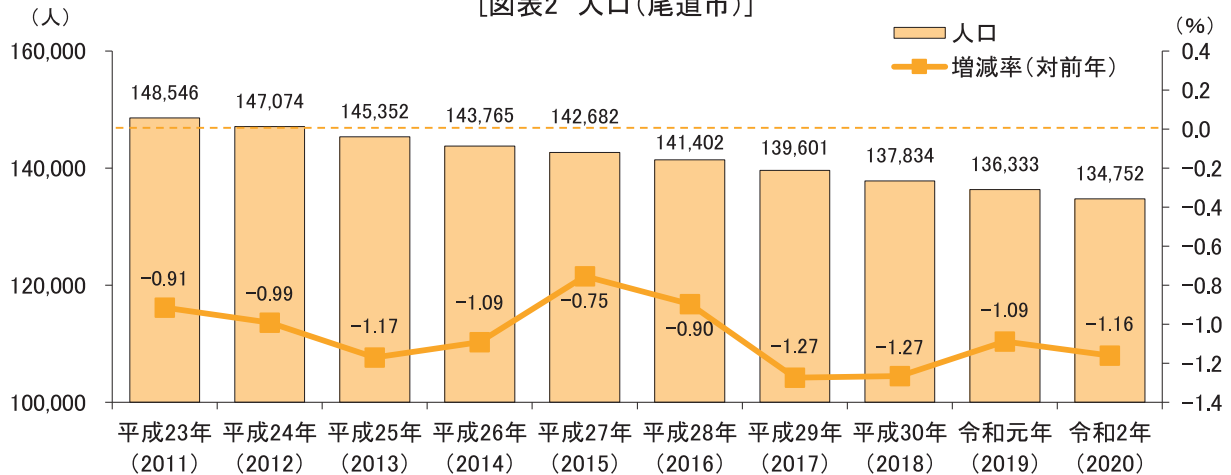
本市の住民基本台帳人口は減少傾向にあり、平成23年（2011年）と令和2年（2020年）を比較すると9.3%減少しています。（図表2）

[図表1 人口(全国)]



資料:平成22・27年、令和2年は国勢調査・他は人口推計(各年10月1日)

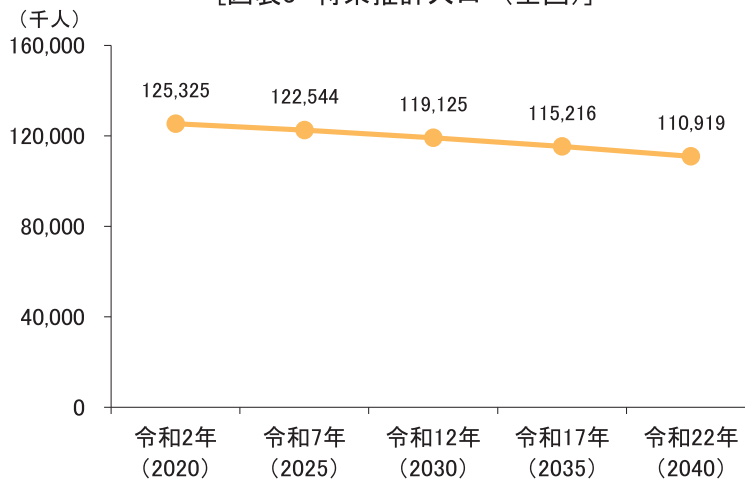
[図表2 人口(尾道市)]



資料:住民基本台帳人口(各年9月30日)

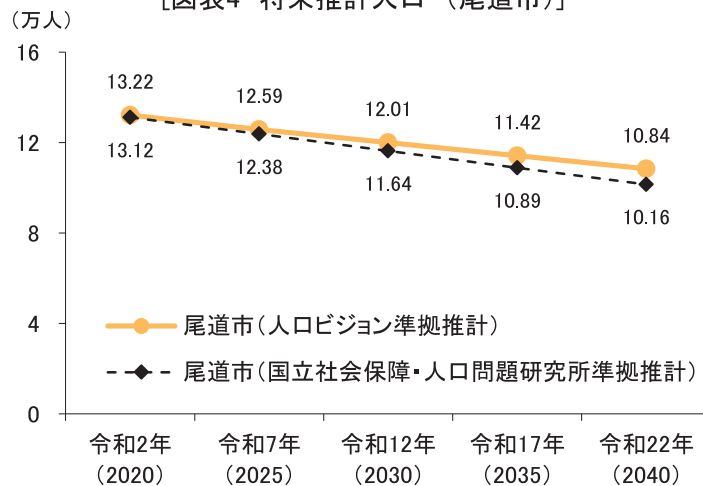
全国、本市ともに、今後も人口減少が見込まれます。(図表3・4・5) 人口の減少は、労働力の低下、社会保障制度の維持、インフラの維持・管理、財政の持続等、社会情勢への影響が懸念されています。

[図表3 将来推計人口*(全国)]



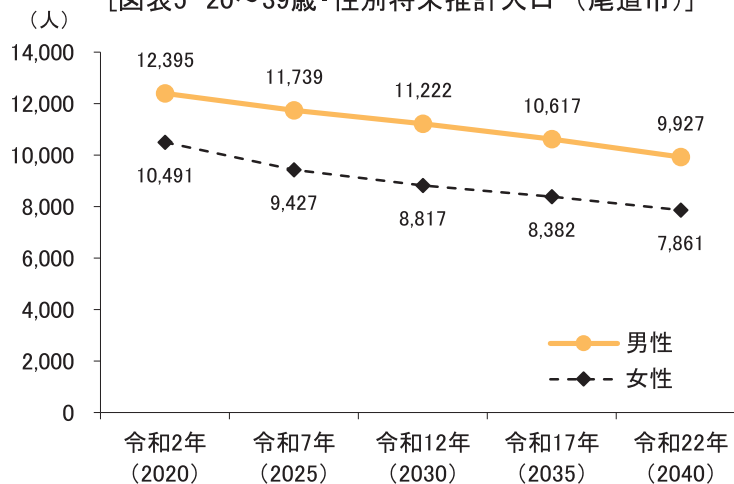
資料: 国立社会保障・人口問題研究所

[図表4 将来推計人口*(尾道市)]



資料: 尾道市総合計画

[図表5 20~39歳・性別将来推計人口*(尾道市)]

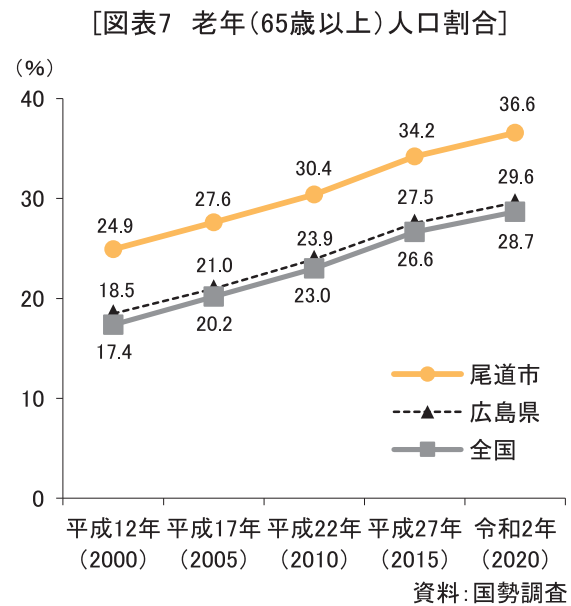
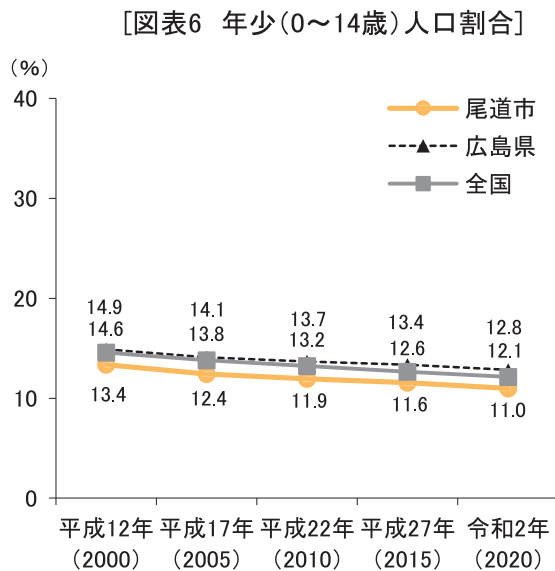


資料: 国立社会保障・人口問題研究所

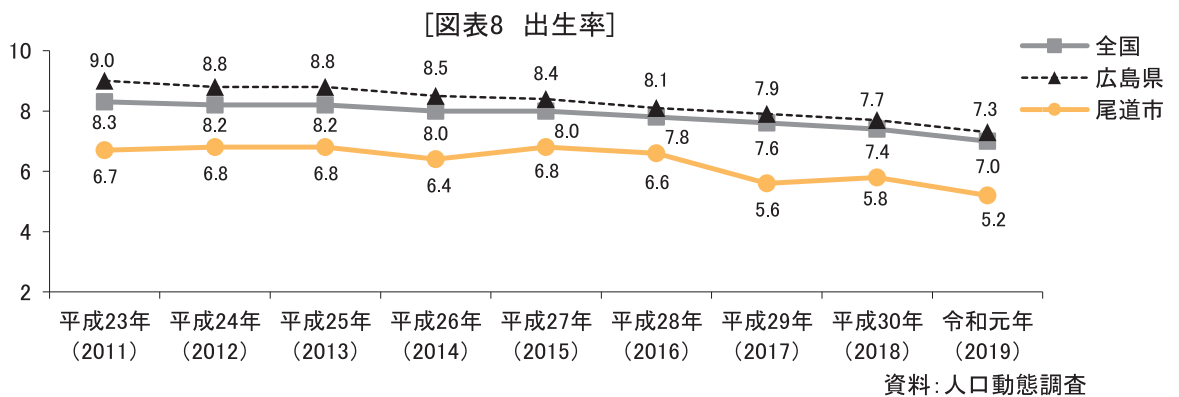
(2) 少子高齢化の進展

国勢調査によると、本市の年少人口割合は、全国をやや下回る値で低下し、令和2年（2020年）は平成12年（2000年）と比較すると2.4ポイント低下しています。（図表6）

また、老年人口割合は、全国、広島県の値よりも高い割合で上昇し、令和2年（2020年）は平成12年（2000年）と比較すると11.7ポイント上昇しています。（図表7）



本市の出生率は、全国、広島県を下回る値で横ばいの状況でしたが、平成27年（2015年）以降は、減少傾向となっています。（図表8）



用語解説

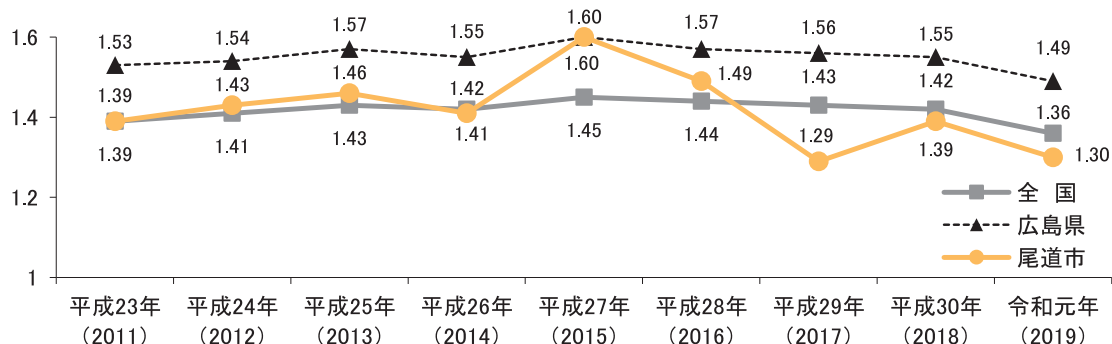
年少人口割合 : 0～14歳人口の総人口に占める割合。

老年人口割合 : 65歳以上人口の総人口に占める割合。

出生率 : 一定人口に対するその年の出生数の割合。上記は、人口千人当たりの、1年間の出生数。

本市の合計特殊出生率は、平成27年（2015年）に1.60と上昇していますが、近年低下傾向となっており、人口を維持するために必要とされている2.08を大きく下回っています。（図表9）

[図表9 合計特殊出生率]



資料：人口動態調査（尾道市の数値は独自集計）

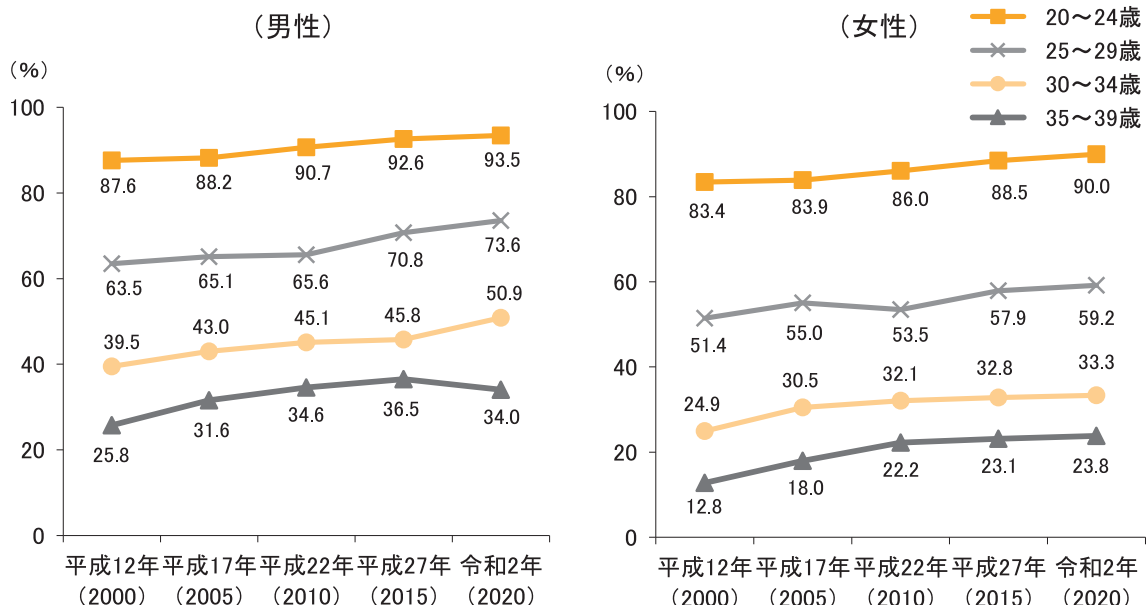
用語解説

合計特殊出生率：15歳から49歳の女性の、年齢別出生率を合計した指標。1人の女性が平均して一生の間に何人の子どもを産むかを表す。

(3) 婚姻

本市の未婚率は、男性の35～39歳を除いた20歳から39歳までのいずれの年齢層においても上昇しています。令和2年（2020年）を平成12年（2000年）と比較すると、特に男性の30～34歳では11.4ポイント、男性の25～29歳では10.1ポイント、女性の35～39歳では11.0ポイント、女性の30～34歳では8.4ポイント上昇しており、未婚・晩婚化が表れています。（図表10）

[図表10 未婚率（尾道市）]

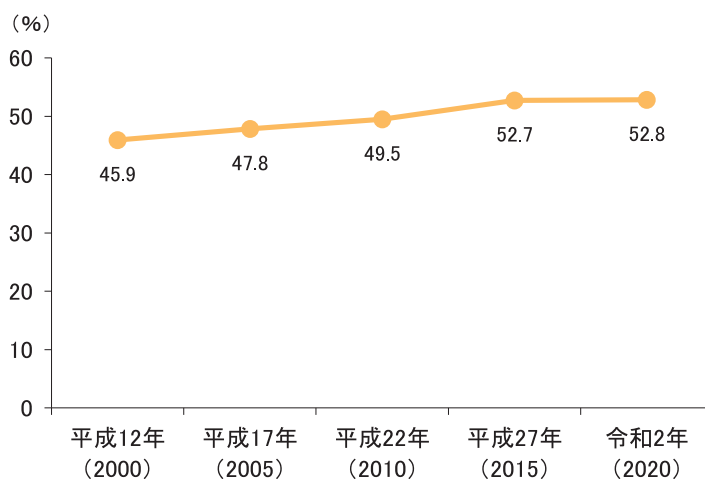


資料：国勢調査

(4) 世帯の状況

本市の一般世帯に占める65歳以上世帯員のいる一般世帯の割合は、上昇傾向にあり、令和2年（2020年）の一般世帯に占める割合は52.8%となっています。（図表11）

[図表11 一般世帯に占める65歳以上世帯員のいる割合(尾道市)]

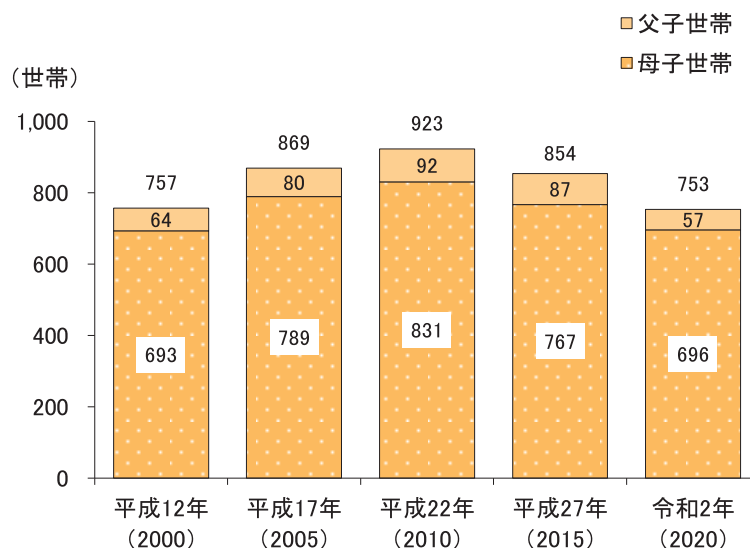


資料:国勢調査

本市の18歳未満親族のいるひとり親世帯数は、平成22年（2010年）まで増加傾向にありましたが、平成27年（2015年）以降減少しています。（図表12）

一方、18歳未満親族のいる一般世帯に占める母子世帯の割合は、全国の値よりもやや高くなっています。（図表13）

[図表12 18歳未満親族のいる母子・父子世帯(尾道市)]



資料:国勢調査

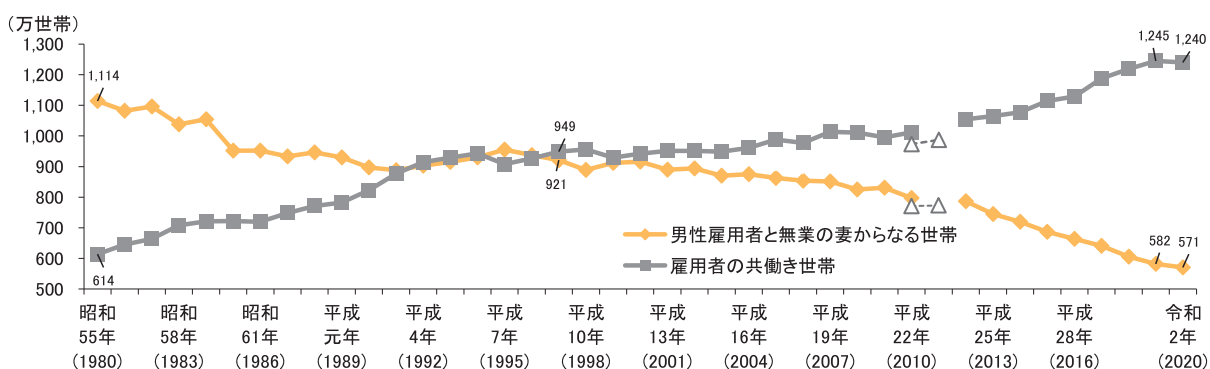
[図表13 18歳未満親族のいる一般世帯に占める母子・父子世帯の割合(令和2年(2020年))]

	母子世帯	父子世帯
全国	5.39%	0.58%
尾道市	7.13%	0.58%

資料:国勢調査

全国の共働き世帯数と専業主婦世帯数は、1990年代半ばに逆転し、平成9年(1997年)以降、共働き世帯は増加傾向となっています。(図表14)

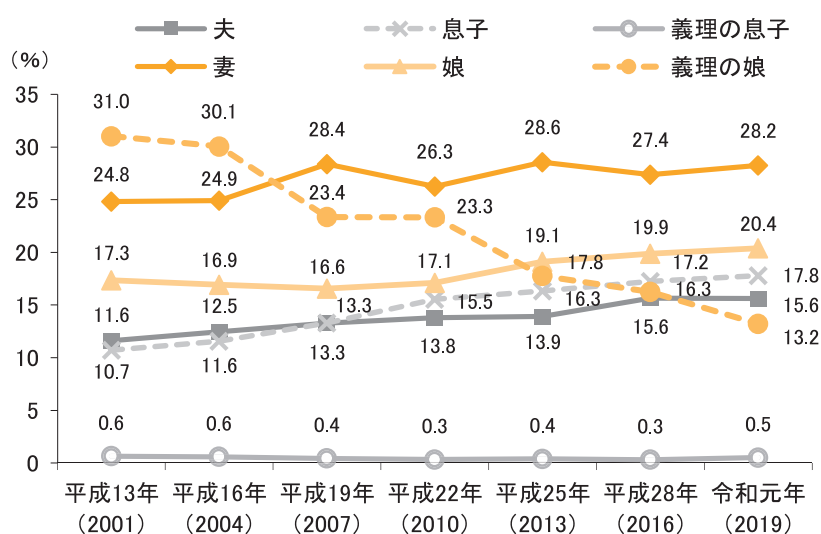
[図表14 共働き等世帯数の推移(全国)]



資料:総務省「労働力調査」より内閣府男女共同参画局作成

全国の同居の主な介護者の続柄は、平成13年(2001年)に最も高かった「義理の娘」が、令和元年(2019年)には17.8ポイント低下し、「夫」、「息子」が上昇しています。(図表15)

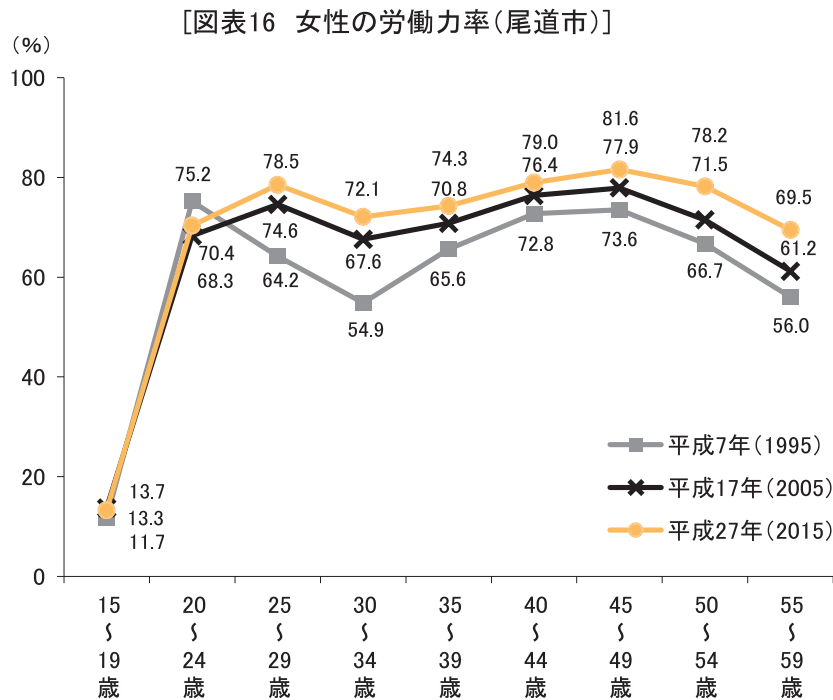
[図表15 同居の主な介護者の続柄の推移(全国)]



資料:厚生労働省「国民生活基礎調査」より内閣府男女共同参画局作成

(5) 女性の就業状況

女性の年齢別労働力率は、結婚・出産・育児期である年齢層に落ち込むM字カーブ*を示す傾向があり、平成27年（2015年）の「30～34歳」は72.1%であり、「25～29歳」より6.4ポイント落ち込んでいます。しかし、20年前と比較すると、保育の受け皿拡大や女性の仕事に対する意識の変化、育児休暇制度の普及等を背景に、女性の労働力率が出産・育児期に低下するM字カーブ*は解消されつつあります。（図表16）

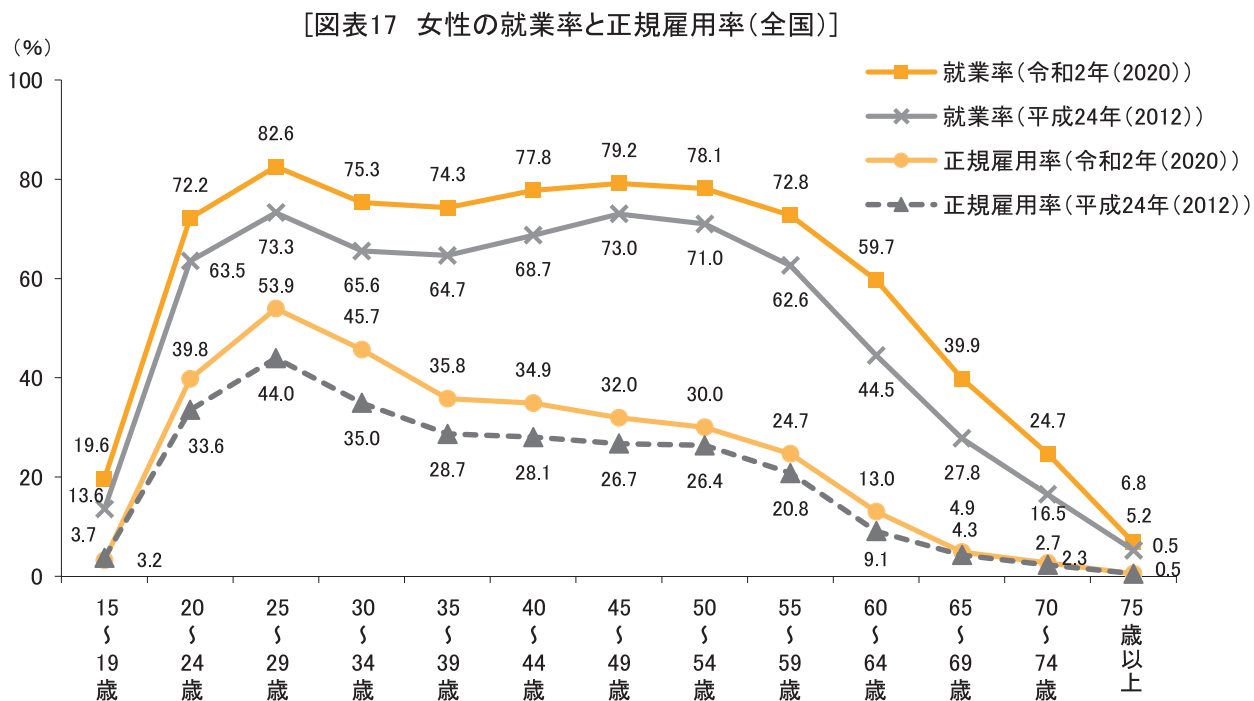


資料:国勢調査

用語解説

労働力率:労働力人口(15歳以上の者で、就業者及び就業したいと希望し求職活動をしており、仕事があればすぐ就くことができるが、仕事に就いていない者の総称)の年齢人口に対する割合。

全国の女性の就業率と正規雇用率は、いずれも「25～29歳」でピークを迎え、特に正規雇用率は低下を続けるL字カーブ*を示す傾向があり、令和2年（2020年）の「30～34歳」は45.7%であり、「25～29歳」より8.2ポイント落ち込んでいます。（図表17）

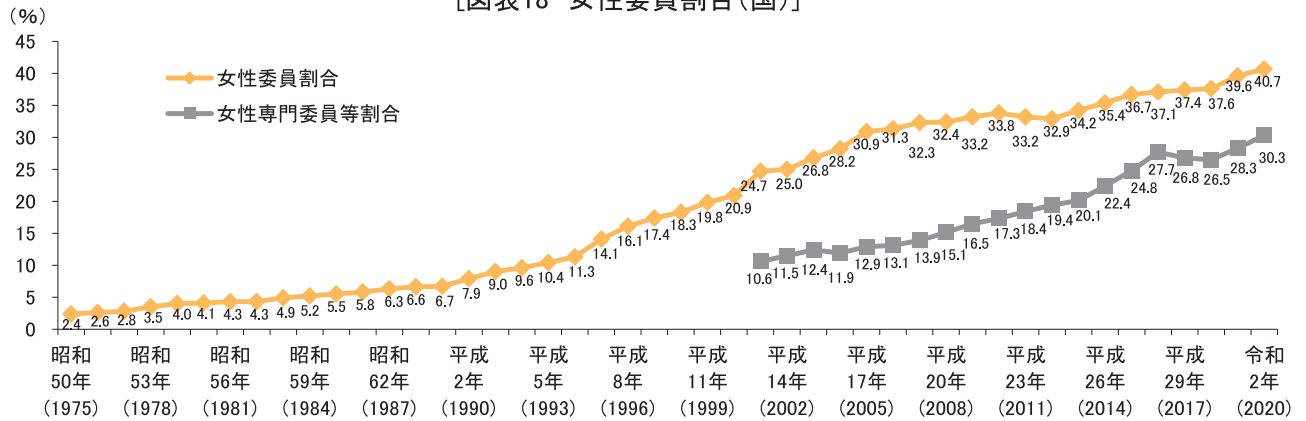


資料：労働力調査

(6) 女性の方針決定過程への参画状況

国の審議会等における女性委員割合は、上昇傾向にあり、令和2年（2020年）には40.7%となっています。（図表18）

[図表18 女性委員割合(国)]



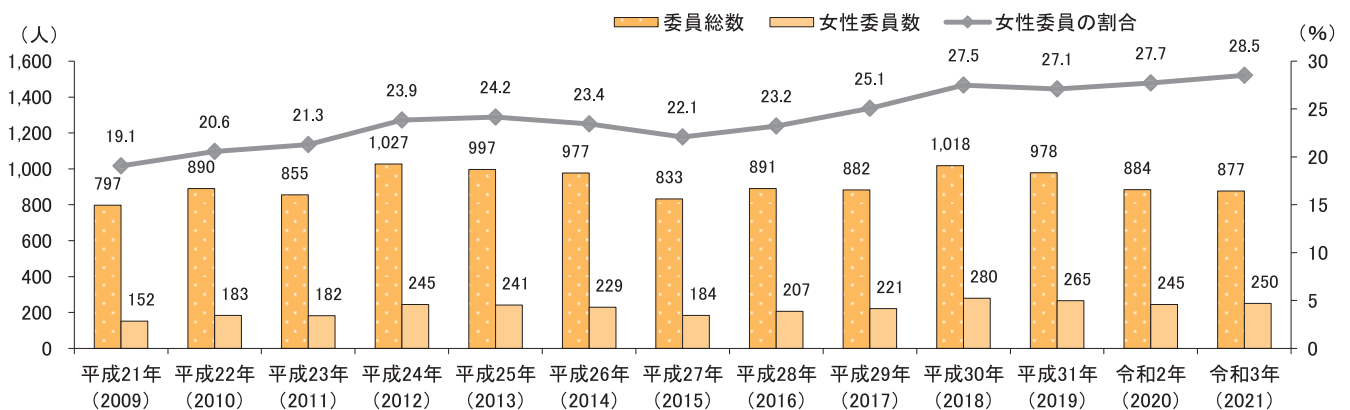
資料：国の審議会等における女性委員の参画状況調べ（令和2年）

用語解説

専門委員等：専門委員等とは、臨時委員、特別委員及び専門委員を指し、委員とは別に、専門又は特別の事項を調査審議するため必要がある場合に置くことができ、当該専門又は特別事項の調査審議が終了したときには解任されるものをいう。

本市の審議会等委員の女性委員割合は、上昇傾向にあり、令和3年（2021年）には28.5%となっていますが、国と比較すると低い状況です。（図表19）

[図表19 審議会等委員の女性委員割合(尾道市)]

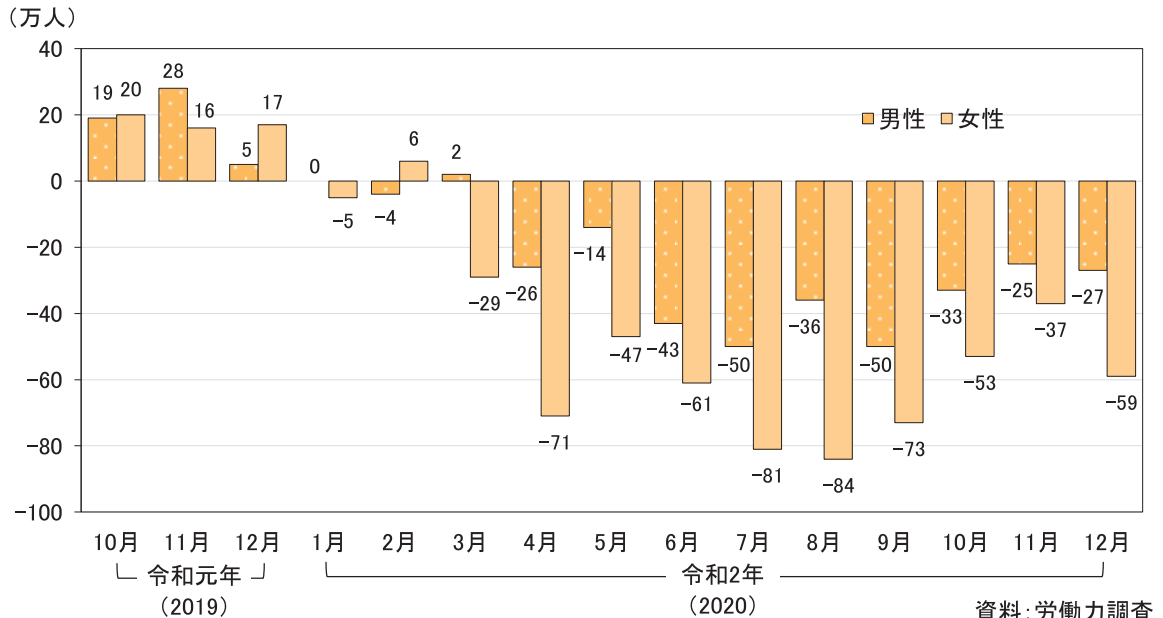


資料：尾道市（毎年4月1日現在）

(7) 新型コロナウイルス感染症拡大による影響

非正規雇用労働者数の前年同月比は、令和2年（2020年）4月以降、男女ともに大きく減少しており、令和2年（2020年）の平均で、男性の非正規労働者は約26万人の減少、女性は約50万人の減少となっています。（図表20）

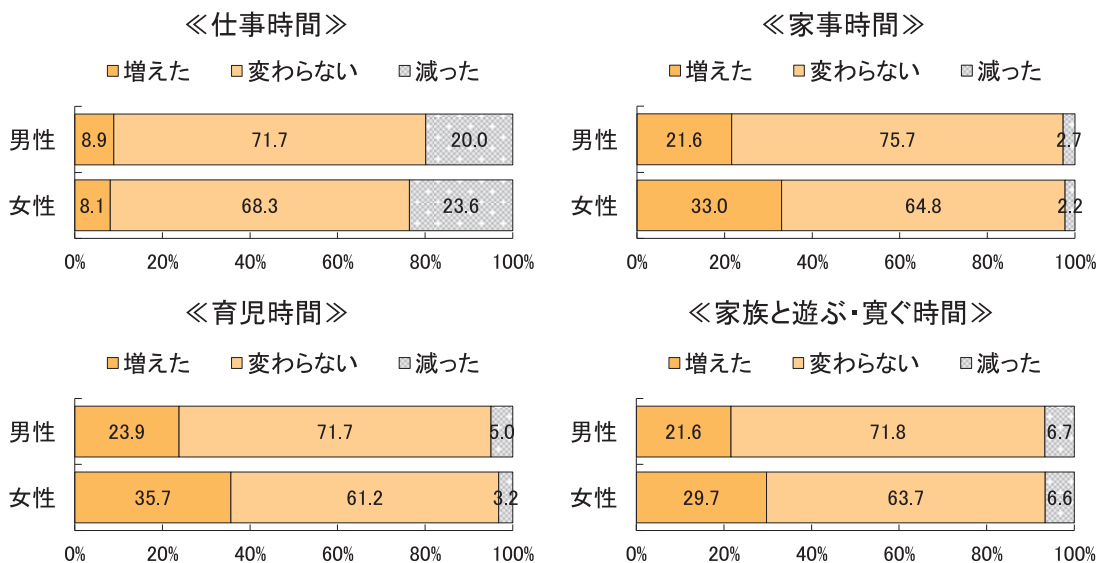
[図表20 非正規雇用労働者数の前年同月比(全国)]



※令和2年(2020年)の非正規雇用労働者数 男性:665万人 女性:1,425万人

新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言中の時間の使い方の変化については、「家事時間」、「育児時間」が増えたとする人の割合は、女性が高くなっています。（図表21）

[図表21 新型コロナウイルス感染症拡大による時間の使い方の変化(全国)]



資料：「男女共同参画の視点からの新型コロナウイルス感染症対策に関する調査」(令和2年)

2 国・広島県の主な動き

平成29年（2017年）3月の「尾道市男女共同参画基本計画」の策定以降、国・広島県においては次のような取組が進められました。（策定準備段階の平成29年（2017年）1月の動向も含む。）

（1）国の主な動き

雇用分野に関する動向

- 「働き方改革実行計画」の決定
平成28年（2016年）9月以降、働き方改革実現会議を開催し、平成29年（2017年）3月に「働き方改革実行計画」を決定しました。
同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善、賃金引上げと労働生産性向上、罰則付き時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正、柔軟な働き方がしやすい環境整備等を掲げています。
- 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号、以下「男女雇用機会均等法」という。）」の改正
平成28年（2016年）3月に「男女雇用機会均等法」が改正され、いわゆるマタハラ（マタニティハラスメント*）防止措置義務が新設され、平成29年（2017年）1月から施行されました。
- 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号、以下「働き方改革関連法」という。）」の公布
平成30年（2018年）7月に「働き方改革関連法」が公布され、働き方改革の総合的かつ継続的な推進、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等を図ることとしています。
- 「女性活躍推進法*」の改正
「女性活躍推進法*」が令和元年（2019年）6月に改正され、令和2年（2020年）6月1日に施行されました。常時雇用する労働者数301人以上の事業所について、一般事業主行動計画の策定や情報公表の取組が強化され、令和4年（2022年）4月1日からは、労働者数101人以上の事業所についても、一般事業主行動計画の策定・情報公表の義務の対象となります。
- 「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号、以下「労働施策総合推進法」という。）」の改正
令和元年（2019年）6月に「労働施策総合推進法」が改正されました。大企業は令和2年（2020年）6月1日から、中小企業は令和4年（2022年）4月1日から、パワーハラスメント防止対策の義務化等が定められています。

- 「男女雇用機会均等法」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号、以下「育児・介護休業法」という。）」の改正
令和2年（2020年）6月にセクシュアルハラスメント*や妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントに係る規定が一部改正され、職場のパワーハラスメント防止措置が義務づけられました。（ただし、中小企業では、令和4年（2022年）4月1日以前は努力義務となっています。）
- 「育児・介護休業法」の改正
令和3年（2021年）6月に、子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け等、「育児・介護休業法」が改正され、令和4年（2022年）4月1日から段階的に施行されます。

保育分野に関する動向

- 「子育て安心プラン」の公表
平成29年（2017年）6月に「子育て安心プラン」が公表され、待機児童解消策の強化等を図ることとされました。令和2年（2020年）12月には「新子育て安心プラン」が公表され、待機児童解消を目指すとともに、地域の特性に応じた支援を実施することとされています。

政治分野に関する動向

- 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年法律第28号）」の公布・施行
平成30年（2018年）5月に政治分野における女性の参画拡大に向けて、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行されました。
令和3年（2021年）6月に一部が改正され、候補者の選定方法の改善やセクシュアルハラスメント*・マタニティハラスメント*等への対策が明記されました。

DV*防止に関する動向

- 性犯罪に関する刑法の改正
性犯罪に関する刑法の一部が平成29年（2017年）7月に改正されました。
この改正により、強姦罪の構成要件変更、性犯罪の厳罰化等が適用されることとなりました。
- 「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」の設置
平成30年（2018年）10月、女性に対するあらゆる暴力の根絶について、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」の全都道府県への設置を達成しました。

- 「配偶者暴力防止法*」の改正
「配偶者暴力防止法*」が令和元年（2019年）6月に改正、令和2年（2020年）4月に施行されました。
この改正により、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童虐待と密接な関連があるとされるDV*の被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化されました。また、その保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれることも明確になりました。
- 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が閣議決定
令和2年（2020年）6月に「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が閣議決定され、「性犯罪に関する刑事法検討会」が設置されました。
被害申告・相談をしやすい環境の整備、切れ目のない手厚い被害者支援の確立、教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防などを図ることが示されました。

基本計画等に関する動向

- 「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」を設置
令和2年（2020年）9月に「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」を設置し、DV*、性暴力、自殺等の相談体制と対策を早急に強化するとともに、感染拡大期においても可能な限り必要な機能を果たすこと、休校・休園の判断において、女性・子どもへの影響に最大限配慮すること等が提言されています。
- 国の「第5次男女共同参画基本計画」の策定
「男女共同参画社会基本法*」に基づく「第4次男女共同参画基本計画」（平成27年（2015年）12月策定）の改定が行われ、令和2年（2020年）12月に「第5次男女共同参画基本計画」として閣議決定されました。

(2) 広島県の主な動き

- 「広島県男女共同参画基本計画（第5次）」の策定
男女共同参画社会基本法*に基づく「広島県男女共同参画基本計画（第4次）」（平成28年（2016年）3月策定）の改定が行われ、令和3年（2021年）3月に「わたらしい生き方応援プランひろしま（広島県男女共同参画基本計画（第5次）」が策定されました。
- 「ひろしまDV防止・被害者支援計画（第4次）」の策定
「配偶者暴力防止法*」に基づく「広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第3次）」（平成28年（2016年）8月策定）の改定が行われ、令和3年（2021年）3月に「ひろしまDV防止・被害者支援計画（第4次）」が策定されました。